

富士見公園再編整備事業におけるPark-PFI事業 公募設置等指針に係る新旧対照表

※誤字脱字や用語の統一等の軽微な修正は含みません。

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	変更前（公募設置等指針（案）令和4年1月20日公表）	変更後（公募設置等指針 令和4年3月25日公表）
1	1	1	(2)				(2) 公募設置等指針の位置づけ	この公募設置等指針は、本事業のうち、Park-PFI事業の実施に関し、必要な事項等を定めたものである。本事業全体及びPFI事業の実施については、入札説明書及び要求水準書等を参照すること。	この公募設置等指針は、本事業のうち、Park-PFI事業の実施に関し、必要な事項等を定めたものである。本事業全体及びPFI事業の実施については、入札説明書等及び要求水準書等を参照すること。
2	1	1	(5)	ア			ア 事業方式	なお、PFI事業は、事業者が富士見公園の再編整備に係る設計及び建設・工事監理業務を行い、市に所有権を移転するとともに、事業契約書に定める事業期間中、指定管理者として富士見公園の維持管理・運営業務を行うものとする。	なお、PFI事業は、本事業のうちPFI事業を実施する事業者（以下「PFI事業者」という。）が富士見公園の再編整備に係る設計及び建設・工事監理業務を行い、市に所有権を移転するとともに、PFI事業事業契約書に定める事業期間中、指定管理者として富士見公園の維持管理・運営業務を行うものとする。 ※以降、「事業者」から「PFI事業者」へ修正を行った箇所があります。
3	3	1	(6)	ア			表2 Park-PFI事業の事業スケジュール	業契約等の締結： 令和4年12月 ※事業契約の締結（PFI事業） ※公募設置等計画の認定・実施協定の締結（Park-PFI事業）	事業契約等の締結： 令和4年12月 ※事業契約の締結（PFI事業） ※公募設置等計画の認定・実施協定の締結、特定公園施設建設・譲渡契約の締結（Park-PFI事業）
4	4	1	(6)	ウ	(ウ)		(ウ) 公募設置等計画の認定	市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨を認定する。また、市は、当該認定をした日、認定の有効期間及び公募対象公園施設の場所を公示する。	市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画（本事業における提案書に含まれる）について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨を認定する。また、市は、当該認定をした日、認定の有効期間及び公募対象公園施設の場所を公示する。
5	6	2	(2)	ア			ア 公募対象公園施設の種類の	なお、市では、PFI事業及びPark-PFI事業を一体となって行うことによる連携や相乗効果により、富士見公園の利便性の向上や富士見公園を中心とした富士見周辺地区の賑わい・交流の創出、本市全体のイメージアップに繋がる魅力的な施設の提案を期待している。	本市は、PFI事業とPark-PFI事業を一体的に実施することによる機能連携や相乗効果により、富士見公園の価値・魅力の向上や利用促進が図られるとともに、富士見周辺地区の賑わい・交流の創出、ひいては、都市のイメージアップに繋がる魅力的な提案を期待する。また、他公園や周辺商業施設との差別化が図られる、独自性や創造性のある業種・業態の公募対象公園施設の導入提案についても期待する。
6	9	2	(2)	カ	(ア)	-	(7) 公募対象公園施設の設置に関する条件	h 施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりをつくらないように、公園利用者等の安全性に配慮すること。	—
7	9	2	(2)	カ	(ア)	-	(7) 公募対象公園施設の設置に関する条件	i 再生可能エネルギーの活用など環境負荷低減や、建設リサイクル等の環境保全に配慮した提案とすること。	—
8	9	2	(2)	カ	(ア)	h	(7) 公募対象公園施設の設置に関する条件	j ユニバーサルデザインに配慮し、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成24年3月、国土交通省）」や「川崎市福祉のまちづくり条例」など各種法令等を遵守した設計とすること。	h 高齢者及び障がい者等、全ての利用者が富士見公園（外構・敷地へのすべてのアプローチを含む。）を安心、安全かつ快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「川崎市福祉のまちづくり条例」、「川崎市都市公園条例」、「合理的配慮の提供等に関する基本方針」の規定を踏まえ、床の段差解消やスロープの設置、点字やピクトサインによる案内など、ユニバーサルデザインに配慮すること。

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	変更前（公募設置等指針（案）令和4年1月20日公表）	変更後（公募設置等指針 令和4年3月25日公表）
9	9	2	(2)	カ	(ア)	o	(7) 公募対象公園施設の設置に関する条件	q 認定計画提出者は、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査を実施すること。	o 認定計画提出者は、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する完成検査を実施すること。
10	9	2	(2)	カ	(ア)	p	(7) 公募対象公園施設の設置に関する条件	r 認定計画提出者は、公募対象公園施設の工事の完成検査を実施する際、市に対し立ち会いを求め、市は、当該完成検査に立ち会うものとする。	p 認定計画提出者が公募対象公園施設の工事の完成検査を実施する際、市は立ち会うことができるものとし、認定計画提出者による完成検査完了後に、市は完了検査を行うものとする。
11	10	2	(2)	カ	(イ)	j	(4) 公募対象公園施設の運営に関する条件	—	j 「合理的配慮の提供等に関する基本方針」及び「障害のある方へのサポートブック」に基づき、合理的配慮の提供を進めること。
12	11	2	(3)	ア			ア 特定公園施設の整備内容	特定公園施設の整備内容は、入札参加者が提案する公募対象公園施設やPFI整備施設との連携や相乗効果を目的としたアメニティ施設とする。 また、アメニティ施設に加え、ベンチやパーゴラ等の休憩施設、遊具等を追加で提案することも可能とする（以下、「追加提案施設」という。）。市では、民間事業者の創意工夫のある追加提案施設の整備により、富士見公園の魅力や楽しさ、居心地の良さが高まることを期待している。	特定公園施設の整備内容は、入札参加者が提案する公募対象公園施設やPFI整備施設との機能連携や相乗効果を目的としたアメニティ施設とする。 また、アメニティ施設に加え、ベンチやパーゴラ等の休憩施設、遊具等を追加で提案することも可能とする（以下、「追加提案施設」という。）。市では、民間事業者の創意工夫のある追加提案施設の整備により、富士見公園の魅力や楽しさ、居心地の良さが高まることを期待している。
13	11	2	(3)	オ	(ア)	d	(7) アメニティ施設	d アメニティ施設は、インクルーシブな公園利用を可能にするため、多機能トイレ、オストメイト、おむつ交換台の設置など、障害者、乳幼児・子ども等、誰もがインクルーシブに利用できる施設とすること。	d アメニティ施設は、インクルーシブな公園利用を可能にするため、多目的トイレ、おむつ交換台の設置など、障害者、乳幼児・子ども等、誰もがインクルーシブに利用できる施設とすること。
14	12	2	(3)	オ	(ウ)	b	(7) 特定公園施設共通	b 特定公園施設の設計にあたってはユニバーサルデザインに配慮し、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成24年3月国土交通省）」や「川崎市福祉のまちづくり条例」など各種法令等を遵守した設計とすること。	b 特定公園施設の設計にあたっては、高齢者及び障がい者等、全ての利用者が富士見公園（外構・敷地へのすべてのアプローチを含む。）を安心、安全かつ快適に利用できるよう、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「川崎市福祉のまちづくり条例」、「川崎市都市公園条例」、「合理的配慮の提供等に関する基本方針」の規定を踏まえ、床の段差解消やスロープの設置、点字やピクトサインによる案内などユニバーサルデザインに配慮すること。
15	12	2	(3)	オ	(ウ)	-	(7) 特定公園施設共通	c 環境負荷低減、建設リサイクル等の環境保全に配慮した提案とすること。	—
16	12	2	(3)	オ	(ウ)	g	(7) 特定公園施設共通	g 認定計画提出者は、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する社内検査を実施すること。	g 認定計画提出者は、施設が設計図書に従い建設されていることを確認する完成検査を実施すること。

富士見公園再編整備事業におけるPark-PFI事業 公募設置等指針に係る新旧対照表

※誤字脱字や用語の統一等の軽微な修正は含みません。

No	頁	1	(1)	ア	(ア)	a	項目等	変更前（公募設置等指針（案）令和4年1月20日公表）	変更後（公募設置等指針 令和4年3月25日公表）
17	13	2	(3)	オ	(ウ)	i	(ウ) 特定公園施設共通	i 認定計画提出者は、原則として、公募対象公園施設の工事完了日までに特定公園施設の整備工事を完了すること。ただし、PFI事業における工程管理上、特定公園施設の整備工事を完了させることが適当でない場合は、市と協議すること。工事完了及び社内検査終了後、市に報告し、市の完了検査を受けること。完了検査に合格した場合、別途特定公園施設譲渡契約を締結し、市に特定公園施設を譲渡すること。	h 認定計画提出者は、原則として、公募対象公園施設の工事完了日までに特定公園施設の整備工事を完了すること。ただし、PFI事業における工程管理上、特定公園施設の整備工事を完了させることが適当でない場合は、市と協議すること。工事完了及び完成検査終了後、市に報告し、市の完了検査を受け、完了検査に合格した場合、市に特定公園施設を譲渡すること。なお、市と認定計画提出者は、別途、特定公園施設譲渡契約を締結する。